

平成 26 年度当初予算編成方針について

第 1 国・県の状況

本年10月に公表された国の月例経済報告によると、我が国の経済は、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されているが、海外景気の下振れが、引き続き景気を下押しするリスクとなっているとしている。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針」を本年 6 月に閣議決定し、長期にわたるデフレと景気低迷から早期に脱却し、「再生の10年」の実現に向け「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を一体として、これまでと次元の異なるレベルで強力に推進し、企業から家計への波及、雇用と所得の増加につなげ、経済再生と財政健全化の好循環を目指すとしている。また、東日本大震災・原子力発電所事故からの復興・再生の加速に取り組んでいくとし、単に従前に復旧するのではなく、震災復興を契機として世界のモデルとなる「新しい東北」の創造が必要であるとしている。

また、本年8月に策定された中期財政計画の中では、国と地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDPを半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指すとし、財政の健全化に向けた取り組みが示された。

一方、福島県の平成26年度当初予算編成方針が公表されたが、その内容によると、人口減少や高齢化社会の課題への対応を始め、被災者の生活再建、風評対策、医療・再エネ拠点整備を契機とした産業集積、ふるさと帰還の環境づくりなどの視点から選定した事業に最優先に予算配分を行うとしているが、復興に向けて必要な事業量に見合う財源確保や、社会保障制度改革に伴う影響等による歳出増加が課題となっているところである。

前述のとおり、国及び県においては、厳しい財政状況が続くものと推察されるところであるが、新たな経済対策や、東日本大震災からの復興、福島の再生の加速が最優先とされているところであり、本市においても国や県の予算編成の動向を注視していく必要がある。

第2 本市の財政状況と今後の課題

本市は、平成18年1月の市町村合併以降、5年間における歳入歳出等の見通しを立て、財政収支の均衡と財政健全化の確保を図り、総合計画に基づく諸施策を財政面からの位置づけするため「喜多方市中期財政計画」を策定してきたところである。

この計画は、5年間の固定した計画ではなく情勢の変化、優先課題等へ対応するためにローリング方式による見直しを行い策定してきた。

合併後はじめて策定した中期財政計画（平成19年度～平成23年度）の計画最終年度である平成23年度における一般会計の予算規模は197億円、主な歳入は市税51億円、普通交付税81億円、主な歳出は物件費22億円、扶助費25億円、補助費等30億円の計画となっていたが、実際の予算規模は233億円、主な歳入は市税は46億円、普通交付税は95億円、主な歳出は物件費32億円、扶助費33億円、補助費40億円と予算規模については36億円の増加、歳入においては自主財源である市税については5億円減少したものの依存財源である普通交付税については14億円増加し、歳出においては物件費10億円、扶助費8億円、補助費等10億円がそれぞれ増加し、歳入の状況も歳出の性質も大きく変化してきたところである。

また、財政健全化の確保にも取り組んできたところであるが、その健全化の指標の中でもとりわけ実質公債費比率の低減が課題であり、計画的な改善に取り組んできたところ、平成22年度決算においてはじめて地方債の同意等基準とされる18%を下回る17.4%となり、平成23年度決算においては16.3%、平成24年度決算においては14.9%と着実に財政健全化が進行しているところである。

しかし、今後においては、合併の特例措置である普通交付税の合併算定替による交付額の段階的縮減が平成28年度からはじまり一般財源が減少することとなり、平成33年度以降については、現在の交付額等と比較して約25億円程度が減少することとなる。また、普通交付税算定の基礎となる人口をはじめとした数値についても変動が見込まれるところであり、予算編成においてもこれらを十分考慮し、将来を見据えた持続可能な財政構造の構築と下水道、道路、施設の建設・修繕など住民生活に密着したインフラ整備、少子・高齢社会への対応や住民ニー

ズに対応した諸施策の推進を同時並行的に進めていかなければならない。

第3 本市の平成26年度当初予算編成

東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害は本市の農業、観光業、商工業など産業全体に大きな被害と影響をもたらしており、地域経済情勢については震災後の状況から回復の動きはみられるものの、依然として震災前の状態に戻るまでには至っていない状況である。

この原子力発電所事故の収束は長期間にわたるため、26年度においても引き続き復旧・復興への施策を積極的かつ重点的に行っていく必要があるが、これと並行し諸課題への取組みについても着実に実施し、市の将来像である「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市～人と自然が共生し、水と緑に輝くまちづくり～」の実現を目指していくことが必要である。

本市の平成24年度決算においては、様々な行財政改革などへの取組みの結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における4指標の注意とされる早期健全化基準(実質赤字比率12.69%、連結実質赤字比率17.69%、実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%)を下回る比率となった。この比率の中でも実質公債費比率の低減が課題であったが、平成24年度決算においては14.9%となり、さらなる低減が図られたところである。しかし、未だ県内の市の中には高い水準にあるため、公債費を中心とした経費の適正な管理を行っていく必要があり、今後も引き続き中期財政計画の中で示している財政運営の基本的方針に留意した財政運営を続けていく必要がある。

歳入においては、自主財源の根幹である市税収入については、市民税において、東日本大震災復興基本法に基づき個人市民税均等割が平成26年度から平成35年度まで臨時的に引き上げられることから増加が見込まれるところであるが、入湯税においては、入込客数の減少に伴う減収が引き続き見込まれる。

また、歳入の約4割を占める地方交付税について、総務省の概算要求の段階で平成25年度より減額の要求となっており、本市においても、算定の基準となる収入額や需要額の見通しから減少の見込みとなっている。

一方、歳出においては、近年、義務的経費では扶助費が増加傾向にあることに

加え、義務的経費以外では、施設の老朽化等に伴う維持補修費についても増加傾向にある。

このようなことから、事務事業のより効果的・効率的な推進がきわめて重要なところであり、行政改革大綱に基づき民間委託などの取り組みを更に進めるとともに、事務事業評価、PDCA サイクルなど様々な手法の活用により、すべての事業についてゼロベースからの必要性、緊急性、優先度等を再点検するとともに、新規事業の創設については必ず終期を設けることや既存事業にあっても原則として終期を設け廃止や休止も検討した上で重点・選別化を図ることが喜多方市総合計画に掲げた施策の着実な推進及び財政健全化の確保につながるものである。

予算編成にあたっては、第2「本市の財政状況と今後の課題」において述べたとおり、合併の特例措置である普通交付税の縮減が平成28年度から段階的にはじまり一般財源が減少することとなるため、これを念頭においた予算編成が必要となる。

ところで、当初予算編成時期の平成26年1月26日に市長選挙が執行される予定であるが、当初予算はそれを踏まえて編成することとする。

予算編成方式については、これまでと同じく事業の重点・選別化について各所属の自主的判断を重視した「財源配分型予算編成方式（枠配分方式）」とし、各所属単位での歳出枠を設け、その配分した範囲内での予算要求のみを認めるものとする。最少の経費で最大の効果を挙げるよう緊急性や必要性を十分精査し、必ず枠配分内での要求となるよう調整を図ることとする。

また、総合計画の目標を達成するため特に重要な事業（マニフェストに基づき重点的に行う事業又は重要な課題に対応するための提案事業）に対し重点的な予算配分を行う「新重点推進事業枠」を引き続き設けることとする。

各部、各所属においては、以上の内容を踏まえるとともに、下記の事項に留意し、適切な調整を図った上で、平成25年12月17日（期限厳守）まで予算見積書を提出するよう、喜多方市財務規則第7条の規定により通知する。

1 基本的事項

(1) 当初予算編成の基本的な考え方

- ① 当初予算の編成にあつては通年予算を原則とするものであり、当初予算の積算に当たっては、年度内における総額を見積もること。総額の全部又は一部を留保し、補正予算で要求するようなことは一切認めないものであること。
- ② 見積もり方法については、単純に前年度と同額とするような方法ではなく、平成 24 年度決算や平成 25 年度決算見込などを踏まえ、抑制や削減を基調に見直しを図りつつ、一から所要額を積み上げるような工夫を行うこと。
- ③ 財政状況に対する関心を持ち、市民の視点・経営的視点に立ち、最少の経費で最大の効果を得るように効率化の徹底を図ること。
- ④ 現在の事業について、事務事業評価、PDCA サイクルなど様々な手法の活用により、厳しく再点検を行うこと。
- ⑤ 新規事業にあつては必ず終期を設けること。既存事業にあつても原則として終期を設けること。また、スクラップ・アンド・ビルドの原則を遵守し、枠配分の中で他の既存事業の廃止、統合又は縮小などによる振替により対処すること。
- ⑥ 建設事業については、当年度の事業費及び財源だけではなく、維持管理経費、市債の償還費など建設後のコストに留意し、真に必要性、緊急性、有効性などを分析・検証すること。また、中期財政計画への位置付けに留意すること。
- ⑦ 国・県補助金の動向に十分に留意し、その廃止又は縮小されるものについては、地方の事務事業として財源が明確に移譲されるものを除き、市負担への振替は行わないこと。
- ⑧ 予算見積もりに当たっては、関係部局及び関係機関との事前協議を十分に行うこと。特に、各所属にまたがる事業については関係所属間で調整を十分に行った上で予算要求すること。
- ⑨ 総合支所が所管する事業については、本庁主管課と総合支所担当課で十分に協議・調整を行った上で予算要求すること。

(2) 各所属別の一般財源枠配分

- ① 別途通知するところにより、各所属別に一般財源ベースでの枠配分を行うが、平成 26 年度における一般財源総額を見込み、消費税率引き上げ影響分を算入した上で、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）及び債務負担行為に基づく経費を除いた額で 2.0%減での配分となっている。

なお、請差が生じた場合には、その分を減額補正するものとする。

- ② 枠配分の対象経費は、義務的経費、施設などの維持管理費、事務事業費、中期財政計画に計上見込みの建設事業費及び既定の債務負担行為に基づく経費である。
- ③ 各所属においては、(1)の基本的な考え方並びに下記の 2 歳入に関する事項及び 3 歳出に関する事項等に基づき、経費の調整を図り、配分された枠内での予算要求をすること。この場合において、部内における調整など所属間で枠配分額を繰替えすることは認めるものであり、枠外での要求は認めないものである。
- ④ 枠配分時の一般財源総額は、総務省が公表した平成 26 年度概算要求に基づく地方財政収支の 9 月仮試算などから見込んでいるものであり、今後、地方財政対策等の決定などにより配分の変動も有り得るものであることに十分留意のこと。
- ⑤ 枠配分は一般財源ベースでの配分であり、事業費としてはそれに特定財源が加わった額となるものである。したがって、特定財源の積極的な確保に努めること。

(3) 新重点推進事業枠

一般財源枠配分の外に、新重点推進事業枠を設けることとするので、一般財源枠配分内での適切な調整を図った上で、該当がある場合には予算要求をすること。

新重点推進事業枠とは、総合計画の目標を達成するため、特に重要な事業（マニフェストに基づき重点的に行う事業や重要な課題に対応するための提案事業）に対する枠とし、一般財源総額見込として 70,000 千円を予定していること。

2 歳入に関する事項

(1) 全般的事項

歳入については、地方財政法第3条第2項において「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に応じその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」こととされているが、特に財源の見積もりが過大とならないよう十分に注意すること。

(2) 個別的事項

① 市税

市税は、自主財源の根幹をなすものであることから、税制改正や経済動向を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

② 地方譲与税、各交付金、地方交付税

地方財政対策等の内容を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

③ 分担金、負担金

受益に対する負担割合等を再度検討し、適切な見込額を見積もること。

④ 使用料、手数料

これまでの実績や今後の利用見込み等を十分に踏まえ、収入見込額が過大とならないように留意すること。また、前回の改定から期間経過している使用料及び手数料については、単価等の適正見直しを図ること。

⑤ 国・県支出金

国及び福島県の予算編成の動向並びに通知、要綱等を精査し、的確な見込額を見積もること。

⑥ 市債

実質公債費比率及び市債残高の適切な管理を行っているところである。したがって、市債については中期財政計画に位置付けの事業等について計上を認めるものとし、その位置付け及び充当率を確認した上で所要額を見積もること。

⑦ 基金繰入金

基金の目的及び残高に留意し、適切な繰入額とするように注意すること。

⑧ その他の歳入

財産収入、寄附金、諸収入などについて、これまでの実績や今後の見込み等を十分に踏まえ、的確な見込額を見積もること。

3 歳出に関する事項

(1) 全般的事項

歳出については、地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされている。また、地方財政法第3条第1項では「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とされている。これらの規定及び次の点に留意し、抑制や削減を基調に適切な予算見積もりを行うこと。

- ① 当年度の支出だけではなく、後年度の支出見込みについても十分に検討し、将来的に支出の拡大を招くことになるものについては厳に抑制すること。
- ② 費用対効果比率(B/C)の算定などにより、事業の有効性を確認するとともに、事業間での比較考量から重点・選別化、優先順位の明確化を図ること。なお、費用対効果比率が1.0に満たないものについては、原則予算措置を講じないの
で留意すること。
- ③ 消費税については、平成26年4月から税率が改正され8%に引き上げられるため、課税対象のものは消費税を転嫁し、改正後の税率に基づき積算すること。
- ④ 経費の調整に当たっては、一律的な削減を行うのではなく、廃止・縮小可能な事業と充実・強化すべき事業を見極め、メリハリのある効果的な事業の構築を念頭に行うこと。
- ⑤ 積算については、その内訳を明らかにし、根拠を明確にすること。なお、参考見積もりを徴取する場合は、原則として3者以上の業者等から徴取することとし、比較検討の上、適正な額を計上すること。
- ⑥ 本庁から総合支所へ再配当となる経費については、総合支所の必要経費を事

業ごとに積算すること。その際、内訳の積算方法は、統一すること。

(2) 個別的事項

① 人件費（報酬、給料、手当、共済費）

報酬については、会議の開催回数等を十分検討の上、的確な見込額を見積もること。職員給与については、平成 26 年度の職員数や退職者数等を的確に把握し、年度内の確実な所要額を見積もること。

② 物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料など）

行政事務執行上の必要性を再点検し、縮減を十分考慮した上で、年度内の所要額を見積もること。

③ 維持補修費（需用費（修繕料）、工事請負費、原材料費など）

維持補修費については、緊急性や優先順位を十分精査した上で、年度内の所要額を見積もること。

④ 扶助費

該当者等を的確に把握するとともに、内容、効果等について再検討を十分行い、年度内の所要額を見積もること。

⑤ 補助費等（報償費、負担金補助及び交付金など）

内容、効果等について再検討を十分行い、積極的に整理、統合などの見直しを図ること。なお、県補助金などが廃止・縮減された場合は、市負担への振替は行わないので、市の補助金についても合わせて見直しをすること。

⑥ 公債費

長期債元金及び利子については、平成 24 年度までの既往債及び平成 25 年度の新規債に係る償還額について見積もること。一時借入金利子については、資金繰りの見通しと利率の動向に留意し見積もること。

⑦ 積立金

基金利子については利率等に留意し見積もること。

⑧ 投資及び出資金、貸付金

必要性、効果、貸付条件等を再検討し、年度内の所要額を見積もること。

⑨ 繰出金

特別会計に対する繰出金については、繰出基準に留意の上、見積もること。

基金利子の繰出については利率等に留意し見積もること。

⑩ 投資的経費（工事請負費、公有財産購入費など）

中期財政計画に基づく建設事業について見積もること。見積もりに当たっては、緊急性や費用対効果を再度検証すること。

⑪ 債務負担行為に係る経費

既設定債務負担行為の平成 26 年度経費について見積もること。その際、消費税の増税の影響を受けるものについては、見直しを図ること。また、新規の設定に当たっては、後年度の負担を極力増やさないことに留意し、事業内容、負担限度額等を十分検討の上、必要最小限とするよう配慮すること。

4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、上記内容に準ずるとともに、一般会計からの繰入金の軽減を図ること。

なお、公営企業等については、採算性の向上、経営の健全化を主眼に一層の経費削減、合理化を図ること。また、下水道など現在整備を進めている事業にあっては、加入率の向上を図るとともに、整備に比して加入率が遅れているような場合は、的確な進捗調整を図るなど健全な事業の推進に配慮すること。

平成 25 年 11 月 19 日

喜多方市長 山口 信也